

郡山市における聴覚障がい者への施策に係る意見交換会開催要綱

令和2年10月13日制定

[保健福祉部障がい福祉課]

(目的)

第1条 郡山市障がい者福祉プランの策定に際し、郡山市手話言語条例に基づき推進すべき施策についての意見・情報交換をすることにより、市民の意見を反映した施策を展開し、すべての市民が共に生きる地域社会の実現を目指すことを目的に開催する、郡山市における聴覚障がい者への施策に係る意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会の役割)

第2条 意見交換会は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 手話の理解・普及に関すること。
- (2) 施策の整備体制に関すること。
- (3) その他条例の目的を達成するために必要な事項。

(意見交換会の委員の構成)

第3条 意見交換会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 聴覚障がい当事者
- (2) 学識経験者
- (3) 聴覚障害者団体の代表者
- (4) ボランティア団体の代表者
- (5) 教育関係者
- (6) 企業・商工関係者
- (7) 報道関係者

2 委員の依頼期間は、1年以内とする。

3 意見交換会の会議に座長を置き、委員の中から互選により選出する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 意見交換会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して意見交換会の会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 意見交換会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。